

日本獣医師会小動物臨床部会
小動物臨床委員会報告

小動物獣医療提供体制の整備に向けて

平成 27 年 6 月

公益社団法人 日本獣医師会

目 次

1 はじめに	1
2 各ワーキンググループにおける検討内容	
(1) 卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループ	1
(2) 小動物診療実態調査ワーキンググループ	2
(3) 認定動物看護師制度ワーキンググループ	2
(4) 小動物獣医療開業ガイドラインワーキンググループ	2
3 今後に向けた対応	
(1) 卒後臨床研修制度の在り方、新卒獣医師の就業地の偏在解決に向けた 対応について	3
(2) 家庭飼育動物の飼い主の意識調査、診療料金等の検証について	5
(3) 認定動物看護師の国家資格化に向けた対応について	5
(4) 小動物獣医療開業ガイドラインの策定について	7
4 おわりに	11

[別添資料1] 卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループ報告書
「卒後臨床研修の推進に向けた対応」

[別添資料2] 小動物診療実態調査ワーキンググループ報告書
「家庭飼育動物（犬・猫）の診療料金実態調査及び
飼育者意識調査 調査結果」

[別添資料3] 認定動物看護師制度ワーキンググループ報告書
「家庭動物診療における認定動物看護師のあり方」

[別添資料4] 小動物獣医療開業ガイドラインワーキンググループ報告書
「小動物獣医療開業ガイドライン基本事項」

小動物獣医療提供体制の整備に向けて

1 はじめに

犬・猫の飼育頭数減少による市場環境の変化、診療の高度化・多様化に対する対応、チーム獣医療の円滑実施、実効性ある卒後臨床研修体制の整備、獣医師倫理向上対策など、小動物臨床分野の課題は多岐に渡っている。今期の小動物臨床委員会においては、特に①卒後臨床研修制度の在り方、新卒獣医師の就業地の偏在解決に向けた対応、②家庭飼育動物の飼い主の意識調査、診療料金等の検証、③認定動物看護師の公的資格化に向けた対応、④小動物獣医療開業ガイドラインの策定、の4つを検討テーマとして取り上げ、検討を行った。

それぞれの個別課題に対応するため、小動物臨床委員会ではワーキンググループを設置して検討を行った。全体会合としての小動物臨床委員会を3回（平成25年10月31日、平成26年3月18日、平成27年1月7日）開催するとともに、卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループで1回、（平成26年12月25日）、小動物診療実態調査ワーキンググループで2回（平成26年7月8日、平成27年3月31日）の会議を開催した。また、認定動物看護師制度ワーキンググループと小動物獣医療開業ガイドラインワーキンググループにおいては、メール会議による活発な検討が行われた。各ワーキンググループにおける検討及びとりまとめについては次のとおりである。

2 各ワーキンググループにおける検討の概要

(1) 卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループ

小動物臨床獣医師の卒後臨床研修については、産業動物診療分野に比べ、獣医師法に規定される臨床研修施設が少なく、十分な実施体制にあるとは言えない状況にある。大学新卒者が全国各地の開業動物病院に、いわゆる「代診」として雇用される中で、あたかも卒後臨床研修に相当するように診療に必要な実践的知識や技術が先輩獣医師から後輩獣医師に伝達・継承されてきた面もある。

一方、近年の家庭動物医療の高度化・多様化への対応、獣医師としてのコンプライアンス意識の向上、飼育者や動物病院内スタッフとの円滑なコミュニケーションのためのスキルの修得等、卒後臨床研修に期待される内容が

年々多様化する中、卒後臨床研修体制の早期整備が求められている。

農林水産大臣指定の卒後臨床研修施設の整備が進まない中、効果的な卒後臨床研修の実施に向けた取り組みが必要である。さらに、新卒者の就職先が都市部に集中する「地域偏在」についても、その実態を把握し、必要な対応を検討すべきである。

このため、本ワーキンググループが設置され、本会として早急に取り組むべき具体的な事柄を検討した。結果は報告書「卒後臨床研修の推進に向けた対応」(別添資料1)としてとりまとめた。

(2) 小動物診療実態調査ワーキンググループ

小動物診療料金の実態調査については、平成11年8月に報告書が公表されて以来、約15年にわたり実施されてこなかった。このため、本ワーキンググループが設置され、前回に引き続いて診療料金に係る実態調査を実施するとともに、飼育者の意識調査を実施した。結果は報告書「家庭飼育動物(犬・猫)の診療料金実態調査及び飼育者意識調査 調査結果」(別添資料2)としてとりまとめた。

(3) 認定動物看護師制度ワーキンググループ

診療の高度化・多様化が進む中、小動物診療におけるチーム獣医療の重要性は高まり、動物看護師の役割もまた大きくなっている。しかしながら、現行の獣医師法においては動物看護師が獣医療行為を行うことは想定されていない。将来的には、獣医師の指導・監督の下で動物看護師が一定の獣医療行為を担えるようにすることが必要とされている。このために、関係者による養成体制の高位平準化や質保証としての公的資格化が検討されており、日本獣医師会としても小動物獣医療のさらなる発展のためにこれを支援する必要がある。このため、本ワーキンググループが設置され、諸外国の現状を踏まえつつ、今後、動物看護師が行うことができるとするのが望ましい獣医療行為を整理した。結果は報告書「家庭動物診療における認定動物看護師のあり方」(別添資料3)としてとりまとめた。

(4) 小動物獣医療開業ガイドラインワーキンググループ

平成24年現在、獣医師全体の38.2%が小動物診療分野に従事しており、小動物診療施設は全国で11,000施設を超えている。一方で、家庭動物の飼育頭数は伸び悩んでおり、ペットフード協会の調査によれば、飼育頭数は今後減少傾向にあるとも言われている。

それぞれの小動物診療施設が今後とも社会の信頼に応えていくためには、

獣医師個人のスキルや施設運営等が一定の水準にあることが必要である。このため、本ワーキンググループが設置され、動物病院を開業する際に最低限必要とされる事柄について検討した。結果は報告書「小動物獣医療開業ガイドライン基本事項」（別添資料4）としてとりまとめた。

3 今後の対応

(1) 卒後臨床研修制度の在り方、新卒獣医師の就業地の偏在解決に向けた対応について

ア 農林水産大臣指定卒後臨床研修施設の拡大

現状では、獣医師法に規定された卒後臨床研修施設は国内16校の獣医学系大学と日本動物高度医療センター及び動物臨床医学研究所グループのみであり、民間における農林水産大臣指定臨床研修施設の急速な拡大は難しい現状がある。

個人開業の動物診療施設における新規獣医師育成に対する考え方は、「本来は大学で実践的な教育まで行うべきである。」または「それぞれの診療施設の理念に基づき、一から育成したい。」等、診療施設により多様である。また、獣医学生の都市部への就業意向が高まっていると言われており、地方では新卒者の研修医（代診）としての採用が困難になりつつあるという声もある。

実践的な卒後臨床研修の実施に当たり、一定の地域内にあつて様々な経営方針を持ち、それぞれ得意な診療分野を持つ複数の動物診療施設がグループとして一定人数の研修医を採用し、統一的な研修プログラムのもとで各施設がローテーションで研修を受け持つ仕組みが構築できれば、施設の立地や規模、経営方針等による研修内容の格差が減少し、研修を受ける新規獣医師側にもメリットがある。

一方、獣医学系大学においては、獣医学教育のモデル・コア・カリキュラムに基づく総合参加型臨床実習の実施に伴い、多くの大学で教員の不足が懸念されている。その際、指導獣医師としての研修医の増員の他、開業獣医師が特任の立場で支援すること等も考えられる。総合参加型臨床実習の円滑な実施と卒後臨床研修の大学における実施拡大の両面から、大学における研修体制の充実に向けた支援策等を検討し、必要な施策を文部科学省等関係機関に要請することが求められる。以下に今後必要と思われる対応を示す。

(ア) 複数の動物診療施設で構成される施設群として大臣指定を受ける前段階

として、地域の複数の動物診療施設がグループとして研修医を受け入れる場合のモデルケースの想定と協力する動物診療施設に求められる条件の検討

(イ) 獣医学系大学における臨床研修の実施体制、特に特任教員の任用期間、待遇、外部からの任用等に関する詳細な調査の実施

イ 研修施設としての指定を受けていない個人診療施設、及び民間大規模動物病院における臨床研修の検討

動物病院によっては、都市部に立地していなくても、また、高度な施設・設備を持たなくても、院長の高度な知識・技術や人間的魅力により研修の場として高い人気をもつ施設もあるといわれる。また、民間大規模動物病院では、一定人数の新卒者を毎年採用し、独自の教育プログラムにより企業内研修を実施している場合もある。

これらの施設が持つ有益なノウハウを広く活用できれば、卒後臨床研修体制の整備につながることを期待される。また、獣医師会による臨床研修施設、臨床研修指導獣医師の認定等について検討する際には、現在実施されている研修の状況を参考にする必要がある。以下に今後必要と思われる対応を示す。

(ア) 個人開業の動物病院（地域や都市規模等に偏りが無いよう選定）及び民間大規模動物病院で実施されている新卒獣医師に対する研修プログラムの調査

ウ 地方獣医師会における卒後臨床研修の取り組み

各地の動物診療施設に就職する新規獣医師に対し、地方獣医師会が会員の診療施設等との連携や独自事業による研修会の開催等により一定期間継続的に研修を行う仕組みがあれば、全国的な卒後臨床研修体制の整備につながることを期待できる。また、地方獣医師会にとって、新卒者の入会率向上と旧来の会員である雇用者側獣医師の会員メリットの向上につながる。以下に今後必要と思われる対応を示す。

(ア) 地方獣医師会における新卒獣医師に対する臨床研修の取り組み（新規獣医師向けの研修等として将来的に活用できると思われる取り組みを含む）の実態調査

(イ) 獣医学系大学と民間診療施設が連携して卒後臨床研修を実施する際の大学、獣医師会及び動物診療施設の開設者の役割分担の検討

エ 効果的な卒後臨床研修のための取り組み

講義形式の研修受講や実地研修のほか、在宅での研修等についても検討すべきである。また、獣医師生涯研修事業における認定システムの効果的な活用を検討すべきである。以下に今後必要と思われる対応を示す。

(ア) 獣医学術学会年次大会等における教育講演等のインターネット配信や eラーニングシステムの構築、さらには獣医学系大学や大臣指定臨床研修施設における研修プログラムをWEB上で受講できるシステムの整備

(イ) 各地での研修会の受講や在宅での研修実績を獣医師生涯研修のポイント認定と連携して管理できる仕組みの整備

オ 新卒獣医師の就業地域偏在への対応

以下の2つの調査について、早急に実施することを提言する。以下に今後必要と思われる対応を示す。

(ア) 新卒者の出身地、出身大学と就職先に関する調査の実施

農林水産省及び獣医学系大学の協力を得つつ、複数年分の新卒者について、出身地と就職先の調査を実施し、新卒者の就職先についての地域偏在の有無、Uターン・Iターン就職の実態等を把握することが必要である。

(イ) 獣医学生の卒業後の進路希望に関する意識の把握

各地の獣医学系大学や関係団体等の協力を得て、獣医学生を対象に調査を実施し、卒業後の進路に関する希望等について現状を把握することが必要である。学年が進むにしたがってどのように意識が変化するかについてのデータも検討の上で有用である。

(2) 家庭飼育動物の飼い主の意識調査、診療料金等の検証について

今後、調査結果を分析・検討し、診療の質の向上等に資する必要がある。

(3) 認定動物看護師の公的資格化に向けた対応について

動物看護師による獣医療行為を伴う職務が法令上認められていないことが、動物病院におけるチーム獣医療の有効な実施に大きな障害となっている。一方でそれを規定する獣医師法第17条において、具体的な獣医療行為の範

困について明確に示されていない。

現在、動物看護師が行う業務は、動物の一般的な世話・保定・毛刈り、手術の際の器具渡し、衛生・食事・飼育に関する獣医師の指示の飼い主への伝達などが中心である。また、検体検査や体温・脈拍の測定のみであれば診療行為には該当しないと思われるが、実際の診療現場において動物看護師に許される業務の内容は不明瞭と言わざるを得ない。

今後、これらの法令上の課題の整理を進め、動物看護師の公的資格化を図るために、まず以下について検討することが必要である。

ア 動物病院における役割分担の在り方

円滑なチーム獣医療の実現のためには、動物看護師が獣医師による診断と処置治療の指示を、適切な知識と技術を有する専門職として実施できることが望ましい。アメリカやイギリスをはじめとする、欧米の動物看護師制度先進国における獣医師と動物看護師の関係、いわゆる獣医師は診断、予後判定、処方及び手術を行い、それ以外の看護、治療、処置については、主に動物看護師が担うことが望ましい。

動物看護師が行うことができるということが望ましい獣医療行為の範囲を明確にし、チーム獣医療における役割分担を整理することが必要である。

イ 処遇改善等に関する雇用者側の理解醸成

現状では資格制度が曖昧であり、特に資格が無くとも業務に従事できることが専門職としての職域の確立を妨げており、動物看護師の就業希望者数が需要を上回っていることと相まって労働環境・待遇が低水準にとどまっている。

一方、公的資格化等により、条件を満たした動物看護師が一定の獣医療行為を行えるとした場合、無資格者の雇用の維持が課題となることが考えられる。

また、動物看護師を専門職として雇い入れることは、今以上に雇用者側のコンプライアンスの向上が必要とされる。労働時間、各種保険制度、放射線の取り扱いや特定化学物質の取り扱いなどを含め、労働安全衛生に係る規則の順守が必要である。

動物看護師の公的資格化に向け、動物看護師が専門職として自立するためには、動物看護師に一定の知識・技術水準が求められるとともに、雇用者側の意識の向上が不可欠である。

今後、有資格者がより高待遇で雇用されるようになれば、動物看護師の平均賃金の上昇も期待できると思われる。

ウ 飼育者及び一般市民の理解醸成と普及啓発の在り方

広く国民からの理解を醸成するために、マスコミ等による動物看護師の注目度を上げることが必要である。動物病院関係の内容が報道される際の説明を動物看護師が担う等、一般市民への認知が高まるように工夫することで、動物看護師の仕事への理解が進むと思われる。

獣医師も積極的に動物看護師に仕事を指示し、また、動物病院内において飼い主にわかりやすく統一認定資格保持者を明示することが望ましい。

(4) 小動物獣医療開業ガイドラインの策定について

「小動物獣医療開業ガイドライン（骨子）」として以下を示す。この内容は、動物病院として施設を構え、開業する場合における基本的な考え方を施設及び設備等のハード面を中心としてまとめたものである。今後、倫理面などソフト面を含めて整理し、ガイドラインとしてとりまとめる必要がある。

小動物獣医療開業ガイドライン（骨子）

公益社団法人 日本獣医師会

1 開業前に準備すべき事項

(1) 事業計画の立案に関する事項

- ア 独立開業する目的及び将来の目標を明確にしなければならない。
- イ 動物病院の規模や診療内容を含む具体的な事業計画を立案しなければならない。
- ウ 施設・設備の導入計画及びその修繕・更新計画を策定しなければならない。

(2) 資金計画の立案に関する事項

- ア 立案された事業計画に基づく初年度必要経費を算出しなければならない。
- イ 開業当初の安定経営のため、必要経費を含む当面の運転資金を十分に準備しなければならない。
- ウ 数年先まで見通した事業収支計画を具体的に立案しなければならない。

(3) 事業形態及び関係法令の確認と遵守に関する事項

- ア 個人経営とするか法人経営とするかを決定しなければならない。
- イ 被雇用者がいる場合は労働保険に加入しなければならない。

ウ 法人経営の場合、又は個人経営で従業員が5名以上の場合は、社会保険に加入しなければならない。

エ 施設及び設備の基準や放射線防護、動物診療施設開設の届出手続き等、獣医療関係法令に基づいて開業準備を進めなければならない。

2 施設及び設備等に関する事項

(1) 施設全体に関する事項

ア 診療施設内には、少なくとも待合室(受付)、診察室、処置室、手術室、X線検査室、入院室をそれぞれ備えなければならない。

イ 法令に基づく動物診療施設の開設の届出を行い、届出事項に変更が生じた場合には遅滞なく変更の届出を行わなければならない。

ウ 騒音や悪臭等、近隣への迷惑行為や公衆衛生上の問題が生じないように配慮しなければならない。

(2) 手術室に関する事項

ア 独立した手術室に、吸入麻酔装置及び生命機能監視装置を備えなければならない。

(3) 入院室に関する事項

ア 入院室は、動物を安全に管理し、看護者が効率よく看護を行えるよう環境を整えなければならない(逸走防止、空調、視認性と動線の確保等)。

イ 動物は常にケージ等で個体ごとに管理されていなければならない。

ウ 伝染性疾患の症例については、適切に隔離、管理されていなければならない。

(4) X線検査室に関する事項

ア 管理区域外に放射線が漏れないよう設備を運用しなければならない。

イ フィルムバッジまたはガラス線量計を備え、従事者の被ばく線量を適切に管理しなければならない。

ウ 防護衣、防護手袋、防護カラーを備え、適切に使用しなければならない。

エ 法令に基づきエックス線装置の届出と被ばく防護、教育訓練を行わなくてはならない。

オ 法令に基づき廃棄物(X線現像液、検査液等)の処理をしなければならない。

(5) 検査機器等に関する事項

ア 血液検査機器として血球計算機器・遠心分離器・顕微鏡・屈折計・血液化学検査機器・電解質検査機器・塗抹染色器具等を備えなければならない。

イ 画像診断機器としてX線装置、超音波装置等を備えなければならない。

ウ 各科の検査機器として、眼圧計、検眼鏡、耳鏡、心電計等を備えなければならない。

(6) 救急対応に関する事項

ア 人工蘇生機器(人工呼吸器またはバッグバルブマスク)及び救急用セット(薬剤及び器具)を備えなければならない。

(7) 滅菌に関する事項

ア オートクレーブあるいはガス滅菌器を備えなければならない。

イ ガス滅菌を行う場合には法令に基づき施設環境を整えなければならない。

(8) その他

ア 法令に基づき医療廃棄物（注射針、感染性廃棄物、廃液等）の保管、処理をしなければならない。

3 診断及び治療に関する事項

(1) 的確な診断・治療に関する事項

ア プロブレム・オリエンテッド・システムの基礎概念に基づき、血液検査（全血球計算、血液化学検査）、画像診断検査（X線検査、超音波検査）、尿、便、細胞診、心電図検査等を実施できなければならない。

イ クライアントが希望する場合には CT 検査、MRI 検査、内視鏡検査、病理検査、外科手術等、自らの施設で実施不可能な検査、治療を外部の機関に依頼、または紹介しなければならない。

ウ 全ての診療経過及び検査結果は、法令に定められた方法でカルテに記録され、いつでも参照できなければならない。

(2) 外科手術の衛生と安全確保に関する事項

ア 手術用の帽子、マスクを着用し、手術前には定法に従って手洗いをしなければならない。

イ 手術用ガウン、手袋、ドレイプ、手術器具類、気道及び血管の確保のための器具類等は、使用の都度、滅菌済みのものを使わなければならない。

ウ 気道及び血管の確保を行わなければならない。

エ 体温、心拍数、呼吸数、心電図、血圧、血中飽和酸素濃度、血中炭酸ガス濃度等、異なる 3 種類以上の生命維持モニターを行わなければならない。

オ 全身麻酔下で処置、手術を行う場合は、必ず術者以外に麻酔係を配置しなければならない。

4 円滑なチーム獣医療の実施に関する事項

- (1) 動物看護師等との十分なコミュニケーションのもと、診療の質の向上に努めなければならない。
- (2) 認定動物看護師の雇用を進めるとともに、学会や研修への参加等、動物看護師等のスキルアップを積極的に支援しなければならない。
- (3) 動物看護師の業務範囲は、関係法令を遵守しなければならない。

5 地域や社会への貢献等に関する事項

- (1) 動物の適正飼養やしつけに関する普及啓発に努め、地域社会の公益に資する活動に積極的に協力しなければならない。
- (2) 災害時における被災動物の保護、救援活動に協力しなければならない。
- (3) 地域における狂犬病予防注射と犬の登録事業の推進、実施を積極的に行わなければならない。
- (4) 飼育動物に対するマイクロチップの装着とデータベースへの登録を普及推進しなければならない。

6 関係法令の遵守、個人情報管理、及び労働環境に関する事項

- (1) 獣医師法、獣医療法、医薬品医療機器等法（旧薬事法）、麻薬及び向精神薬取締法、家畜伝染病予防法、感染症法、ペットフード安全法等の動物医療に係る法令を熟知し、遵守しなければならない。
- (2) 個人情報保護法に基づき個人情報を管理しなければならない。
- (3) 労働関係法令に基づき、労働環境を整えるよう努めなければならない。（最低賃金法の遵守、動物看護師等の健康配慮義務、36協定の提出等）
- (4) 正社員として動物看護師等を募集する場合には、労働条件の明示義務（業務内容、労働契約の期間、就業の場所、始業終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩及び休日、賃金の額、健康保険・厚生年金・労働保険・雇用保険の適応の有無等）を果たさなければならない。

7 その他職業倫理に関する事項

- (1) 平成14年12月に日本獣医師会が制定した「小動物医療の指針」について、その内容を十分に理解し、適正な小動物獣医療を提供しなければならない。

4 おわりに

国民生活の変化や社会の経済状況の変化等の影響を受けやすい小動物臨床分野が直面する課題は、早急な対応が求められるものが多い。今期委員会における各ワーキンググループでの検討においては、課題を整理したうえで、今後の対応をより具体的に提案することに努めた。また、「家庭飼育動物（犬・猫）の診療料金実態調査及び飼育者意識調査」においては、今後の検討に活用すべき貴重なデータが得られた。今後、関係者の理解・協力の下、提案した具体的対応案が早期に実行され、小動物獣医療の発展に向けてスピード感ある対応がなされることを期待する。

小動物臨床部会小動物臨床委員会 委員名簿

委員長（小動物臨床部会長）

細井戸 大 成 日本獣医師会理事

副委員長

西 間 久 高 北九州市獣医師会会長（西間動物病院院長）

委 員

大 草 潔 仙台市獣医師会会長（大草動物病院院長）

大 平 純 二 鳥取県獣医師会理事（大平動物病院院長）

川 田 睦 大阪市獣医師会（株式会社ネオ・ベッツ代表取締役社長）

河 又 淳 福島県獣医師会理事（千葉小動物クリニック院長）

佐 伯 潤 大阪府獣医師会会長（くずのは動物病院院長）

田 中 綾 東京都獣医師会（東京農工大学農学部准教授）

藤 井 康 一 横浜市獣医師会（藤井動物病院院長）

藤 井 洋 子 神奈川県獣医師会理事（麻布大学獣医学部教授）

前 谷 茂 樹 北海道獣医師会理事（まえたに動物病院院長）

松 原 勝 久 愛知県獣医師会（グリーン動物病院院長）

保 田 英 彰 香川県獣医師会副会長（やすだ動物病院院長）

小動物臨床部会小動物臨床委員会ワーキンググループ名簿

◎印は座長

総括（小動物臨床部会長）

細井戸 大成 日本獣医師会理事

卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループ

◎西 間 久 高 北九州市獣医師会会長（西間動物病院院長）

大 草 潔 仙台市獣医師会会長（大草動物病院院長）

保 田 英 彰 香川県獣医師会副会長（やすだ動物病院院長）

小動物診療実態調査ワーキンググループ

◎佐 伯 潤 大阪府獣医師会会長（くずのは動物病院院長）

田 中 綾 東京都獣医師会（東京農工大学農学部准教授）

松 原 勝 久 愛知県獣医師会（グリーン動物病院院長）

認定動物看護師制度ワーキンググループ

◎藤 井 康 一 横浜市獣医師会（藤井動物病院院長）

大 平 純 二 鳥取県獣医師会理事（大平動物病院院長）

前 谷 茂 樹 北海道獣医師会理事（まえたに動物病院院長）

小動物獣医療開業ガイドラインワーキンググループ

◎川 田 睦 大阪市獣医師会（ネオ・ベッツ）

河 又 淳 福島県獣医師会理事（千葉小動物クリニック院長）

藤 井 洋 子 神奈川県獣医師会理事（麻布大学獣医学部教授）

